

【色彩誘導基準】

1 建築物の外壁の色彩誘導基準は、次のとおりとする。

(1) 基本色

- ① 基本色として使用できる色彩は、『市川市景観計画』に定める色彩基準の範囲内のものとする。
- ② 建築物の外壁各面の80%以上は、基本色を使用するものとする。

(2) 補助色

- ① 補助色として使用できる色彩は、次のいずれかとする。
 - ア『市川市景観計画』に定める色彩基準の範囲より彩度が0.5高い範囲の色彩
 - イ 屋根の色彩誘導基準に該当する色彩
- ② 補助色を使用できる面積は、建築物の外壁各面の20%以下とする。

(3) アクセント色

- ① アクセント色として使用できる色彩は、制限は設けないが、基本色等との調和に配慮するものとする。
- ② アクセント色を使用できる面積は、建築物の外壁各面の5%以下とする。

2 建築物の屋根の色彩誘導基準は、次のとおりとする。

建築物の屋根材に使用できる色彩は、次の範囲内（マンセル値で表記）のものとする。

色 相	明 度	彩 度
0.1YR～5Y	3 以下	4 以下
その他	3 以下	0.5 以下